

令和5年12月4日

補助対象事業者 各位

岐阜県観光国際部観光誘客推進課

**観光デジタルマーケティング手法を活用したプロモーション支援事業費補助金
実績報告における注意事項について（通知）**

日頃より本県の観光行政の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
標記補助金の実績報告書の提出について、下記のとおりご連絡させていただきます。

なお、本書に記載の事項を遵守いただけない場合は、補助金の交付ができないこともありますので、ご注意ください。

記

1 実績報告の提出期限【厳守】

補助事業完了後30日以内又は令和6年1月31日（水）のいずれか早い日

（例）事業完了日が令和6年1月19日（金）の場合、提出期限は令和6年1月31日（水）です。

2 補助対象事業

以下の3点のいずれも満たすこと

- (1) 交付申請時に提出いただいた「事業実施計画書」に記載された事業であること

※交付決定額の範囲内であっても、事業の追加等は認められません。

- (2) 「事業実施計画書」に記載された事業実施期間中に実施した事業であること

※交付決定日より前に着手・実施した事業は認められません。

※「事業実施計画書」に記載された事業実施期間中に終了しない事業であっても、当該期間中に実施されたもののみが対象となります。

- (3) 必ず、遅くとも令和6年1月19日（金）までに委託先への支払いを完了させること

※支払い内容は、「事業実施計画書」に記載された事業に係る経費であること。

3 補助額

交付決定額の範囲内

※事業費総額の増額は認められません

4 実績報告時の提出書類

(1) 提出書類は下表のとおり

【募集要項 15 頁から抜粋】

- 1 実績報告書（第 7 号様式）
- 2 事業実施報告書（第 7 号様式 別紙 1 - 1）
- 3 経費明細書（実績報告添付用）（第 7 号様式 別紙 1 - 2）
- 4 提出書類のチェックリスト（実績報告添付用）（第 7 号様式 別紙 2）
- 5 支出明細が確認できる書類の写し（支出に係る領収書の写し等）
- 6 事業内容、事業開始日・完了日が確認できる書類の写し（契約書・仕様書 等）
- 7 実績や成果が確認できる書類の写し（委託事業者からの成果報告書 等）
※成果報告書の内容は、別添参考資料「補助対象事業の作業項目例」を参照
- 8 その他知事が必要と認める書類
※別途、必要に応じて提出を求めます。

(2) 上表「1 実績報告書」について、記載する「最終支払完了日」については、**事業完了前に支払いが完了している場合（前払）は、事業完了日を記載**してください。

(3) 上表「5 支出明細が確認できる書類の写し」、「6 事業内容、事業開始日・完了日が確認できる書類の写し」について、実施事業が補助対象期間内に実施されており、かつ、支払いが完了していることを確認するために必要です。

なお、これらの資料は、交付申請時に提出いただいた各見積書に対応する内容で作成されているかご注意ください。

【例】

- ・事業開始日が、交付決定日以降であるかを確認するための書類 → 契約書、発注書 など
- ・事業完了日が、1 月 19 日以前であるかを確認するための書類 → 契約書、仕様書 など
- ・支払完了日が、1 月 19 日以前であるかを確認するための書類 → 領収書、振込明細書 など

(4) 令和 4 年度に補助金の交付を受けた事業について、令和 5 年度に引き続き実施した場合は、以下の 4 点を満たすレポートをあわせて提出してください。

- ア 令和 4 年度実施事業の課題
- イ 令和 4 年度の課題に対応する令和 5 年度の事業の説明
- ウ 令和 5 年度事業の結果分析（令和 4 年度事業の結果との比較を含む）
- エ 令和 5 年度までの取組みを踏まえた今後の課題

5 その他

以下の場合、速やかにご連絡ください。

- (1) 事業総額の20%を超える減額を行うことが判明した場合
- (2) 20%を超える経費の配分の変更を行うことが判明した場合

【例】

・当初：広告配信事業：100万円（補助対象経費(税抜)）

SEO対策事業：50万円（同上）

・変更後：広告配信事業：50万円（同上）

SEO対策事業：100万円（同上）

→ 50%（>20%）の経費の配分の変更であるため、変更承認申請が必要です。

なお、審査の結果、変更を認めない場合もあります。

6 お問い合わせ先

岐阜県 観光誘客推進課

電話：058-272-1111（内線 3956）

7 参考WEBサイト

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/234562.html>

